

## 特区において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成20年11月7日  
構造改革特別区域推進本部長

このたび初めて構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置および構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会が適当と認める時期に評価を行うものとされている規制の特例措置については、本年10月7日に同委員会において検討を行ったところである。これを踏まえて、当該規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

番号	特例事項名	評価時期
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部 (果実酒に関する事項)	平成22年度
709	特産酒類の製造事業	平成22年度
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	平成21年度